

私立幼稚園保育料軽減事業費補助金の申請について
～ 第1子の保育料半額事業 ～

村山市子育て支援課

◆ 村山市独自の子育て支援事業 ◆ 私立幼稚園保育料軽減補助事業について

村山市では、私立幼稚園に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを育てることができる環境づくりを推進するために、平成26年度から私立幼稚園に就園する幼児のうち、第1子の保育料の半額に相当する額を補助する「私立幼稚園保育料軽減補助事業」を実施しています。平成31年度においては、幼児教育の無償化に伴い、2019年9月30日分までの保育料が対象となります。

◎補助金の対象者及び補助金額

対象となるのは、次のすべての条件に当てはまる場合です。

- 1 保護者、お子様が村山市に住所がある。
- 2 私立幼稚園に在園しているお子様が、満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児である。
- 3 私立幼稚園に在園しているお子様が、第1子である。

※なお、第1子とは、幼稚園就園奨励費補助金と同様の考え方です。就園奨励費補助金では、一部の階層で、第〇子という算定の仕方に年齢制限がなくなりましたが、世帯により兄・姉がいても第1子場合があります。

例1 就園奨励費補助金の課税区分がⅢ（父母等の市民税所得割額が77,100円以下）で、小学6年生の兄がいる場合 ☞☞☞ 6年生が第1子となり、

幼稚園児は第2子です。本補助金の対象ではありません。

例2 就園奨励費補助金の課税区分がⅣ（父母等の市民税所得割額が77,100円以上211,200円以下）で、小学6年生の兄がいる場合

☞☞☞ 幼稚園児は第1子です。本補助金の対象です。

補助金の額は、次のとおりです。

補助金額 = 保育料総額 - 幼稚園就園奨励費補助金 - 保育料総額の半額

※本補助は、保護者が当該年度に支払う保育料から幼稚園就園奨励費補助金を差し引いたうえ、保育料が半額相当になるように決定します。就園奨励費補助金が、保育料総額の半額以上の場合は、それ以上の補助はありません。就園奨励費補助金の交付額により、補助金額が変わります。

例1) 幼稚園就園奨励費補助金が該当しない場合

保育料月額が25,000円の場合

保育料の総額	幼稚園就園奨励費補助金	保育料総額×1/2	補助金額
150,000円	0円	75,000円	75,000円

例 2) 幼稚園就園奨励費補助金が該当する場合

保育料月額が 25,000 円で、幼稚園就園奨励費補助金が 31,100 円の場合

保育料の総額	幼稚園就園奨励費補助金	保育料総額×1/2	補助金額
150,000 円	31,100 円	75,000 円	43,900 円

例 3) 幼稚園就園奨励費補助金のみの場合

保育料月額が 25,000 円で、幼稚園就園奨励費補助金が 136,000 円の場合

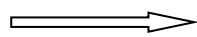
保育料の総額	幼稚園就園奨励費補助金	保育料総額×1/2	補助金額
150,000 円	136,000 円	75,000 円	0 円



『平成 31 年度の幼稚園就園奨励費について』のお知らせをご覧ください。

③補助限度額（年額）の表の色が塗ってある箇所（区分 3～4）に該当する場合には本補助金が該当します。（保育料月額 25,000 円の場合）

◎手続きと補助金の交付について



補助金の申請は 6 月、交付は 3 月になります。

第 1 子が在園中の保護者の方は、本補助金の申請書（様式第 2 号保育料軽減に関する申請書）を幼稚園に提出してください。

また、この補助金が該当するかご不明な保護者の方（就園奨励費の補助額が分からない場合など）や、就園奨励費補助金が該当しない保護者の方も、この補助金の申請書を幼稚園に提出してください。（注：就園奨励費が該当する場合は、必ず就園奨励費を申請していただきます。）

また、補助金は、年 1 回（3 月上旬頃）在園している幼稚園を通して、保護者の方に交付いたします。幼稚園就園奨励費補助金がある場合は同時に交付となります。

制度の趣旨をご理解のうえ、ご協力よろしくお願ひいたします。



【 問合せ先 】

村山市子育て支援課 子ども福祉係
電話 5 5 - 2 1 1 1 内線 (1 6 1)